

# 人権擁護委員の退任・任命

## 人権啓発や相談のパートナー



令和2年1月1日付けで次の4名が、うきは市の人権擁護委員として法務大臣から委嘱されましたのでお知らせします。任期は3年間で、市内小学校の人権教室等の啓発活動や人権相談などを行っていただきます。再任は古賀恒徳さん、高浪廣海さん、原ゆり子さん、新任は、上村壽子さんです。上村さんと入れ替わりで足達京子さんが退任されました。長い間御協力ありがとうございました。

### 人権擁護委員とは

人権擁護委員法に基づいて法務大臣からの委嘱を受け、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしたりしている民間ボランティアで、全国に約1万4000人います。全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権尊重の大切さを呼びかける日として、毎年6月1日前後に、全国で特設相談所を開設しています。



●問合せ 人権・同和对策室 Tel75-4984

# 国民年金保険料の学生納付特例

4月1日から令和2年4月以降の申請を受け付けます



### 国民年金保険料学生納付特例制度

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の人は一一般的に所得が少ないため、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象者は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

#### 【所得の目安】

118万円＋（扶養親族等の数×38万円）

### 学生納付特例と老齢基礎年金の関係

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付期間が10年以上必要です。学生納付特例の承認期間は、この10年以上という老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。

ただし、老齢基礎年金の受給額の計算には含まれません。

### 保険料の追納について

学生納付特例の承認期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。

ただし2年を超えて納付する場合は、当時の保険料に追納料が加算されます。

### ●問合せ

市民生活課 国保・年金係 Tel75-4973

### 申請について

2月上旬までに令和元年度の学生納付特例の承認を受け、引き続き在学予定の人へ、4月上旬に日本年金機構からはがき形式の再申請の用紙が送付されます。同一の学校に在学されている人は、はがきに必要事項を記入して返送することで、令和2年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要。）

新規に申請する場合は、市役所または年金事務所に次の書類をご持参ください。

#### 【持参書類】

#### ①学生であることを証明する書類

在学証明書（令和2年4月1日以降に発行されたものの原本）または学生証の写し（有効期間等が裏面にある場合は裏面の写しも必要）。

ただし、各種学校については、就業年限が1年以上の課程に在学していることを証明する書類（在学証明書等で証明できる場合は不要）。

#### ②基礎年金番号または個人番号が確認できる書類

年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーカード、個人番号通知カードのいずれか1点。

ただし、個人番号通知カードを持参される場合は、本人確認書類（運転免許証やパスポートなど）が必要。

※同世帯の代理人が手続きされる場合は、代理人の本人確認書類、印鑑、別世帯の代理人が手続きされる場合は委任状が合わせて必要です。

※会社などを離職して学生になった方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証が必要な場合があります。